

2025 年度 大東文化大学 特別修学支援金 申請要項

本学では、学生の主たる家計維持者または学費支弁者が何らかの事由により、経済的に困窮し、修学の継続が困難となった者に対して、返還義務のない修学支援金を給付する制度を設けています。支援金を通じて勉学を奨励することにより、社会に有意な人材を育成し、輩出するとともに、社会の発展に寄与することを目的としています。

1. 支給額：50 万円（一人につき毎年度 1 回）

2. 給付人数：学部および大学院を合わせて毎年度 30 名以内

3. 給付対象：以下の事由のいずれかに該当し、経済的困窮により修学継続が困難になった正規の学生を対象とします。ただし給付奨学金、スポーツ奨学金のいずれかを給付された者は対象外となります。
※高等教育の修学支援新制度に申請中の者または採用されている者は給付の対象とならない場合があります。

- ① 主たる家計維持者または学費支弁者の死亡
- ② 主たる家計維持者または学費支弁者の離別
- ③ 主たる家計維持者または学費支弁者の破産
- ④ 企業等の倒産、業績不振等の理由による主たる家計維持者または学費支弁者の解雇もしくは退職または著しい収入の減少※（自己都合、定年による退職は除く）

4. 家計基準：以下の家計基準を目安とし、給付の審査を行います。

父母または父母に代わり家計を支える者の税込年収の合計が

- (1) 給与所得者にあつては、400 万円以下
- (2) 給与所得者以外の者にあつては、218 万円以下
- (3) 給与所得とそれ以外の所得の両方がある場合は、453 万円以下

5. 申請方法：申請希望の学生は、まずは自身が所属する校舎の学生支援課へ連絡してください。

事由、事由発生時期、家族構成や家計、奨学金受給状況などを聞き取ります。申請書類は聞き取り後に別途ご案内します。

6. 申請期間：事由発生より 1 年以内（2025 年度の申請期限は 2026 年 3 月 1 日まで）

7. 提出方法：所属校舎の学生支援課窓口に提出または郵送

※窓口取扱い時間内に申請する学生本人が書類一式を持参してください。

※郵送提出する場合は、配達記録が残る 「レターパックライト」を使用し、申請する学生本人が所属校舎の学生支援課宛に郵送してください。レターパックライトには「特別修学支援金申請書

類在中」と朱書きしてください。

8. 提出書類：以下の書類を揃えて提出してください。

No	提出書類	留意点	発行機関
1	大東文化大学特別修学支援金 給付申請書 〈申請様式-1〉	誤字訂正は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押すこと。 修正テープ等の使用は不可。 申請書はすべて学生本人が記入し、保証人欄は保証人の自署とする。	大東文化大学
2	大東文化大学特別修学支援金 振込口座届 〈申請様式-2〉	誤字訂正は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押すこと。 修正テープ等の使用は不可。	大東文化大学
3	通帳のコピー	2.の銀行支店情報、口座番号、名義確認のため、それらの項目が分かるページを A4 サイズの用紙にコピーし、右上に学籍番号と氏名を記入すること。	
4	直近の所得証明書	父母または父母に代わり家計を支える者の所得証明書を提出すること。年収が 0 円となる場合も提出が必要。 ※当該金額欄が「*」「-」「空白」等、数字の記載がないものは不可。 収入が 0 円の場合は「0 円」と記載されていること(収入の記載がない場合は、市区町村に確認すること)。 所得証明書の名称は各自治体によって異なります（非課税証明書等）	市区町村
5	住民票	本人および家族全員分の続柄が記載されている住民票を提出すること。 ※マイナンバーは記載しないこと。	市区町村
6	該当事由に係る書類	事由① 戸籍謄本	市区町村
		事由② 戸籍謄本	
		事由③ 破産決定通知書	裁判所
		事由④ 解雇退職の場合、退職証明等 病気疾病の場合、診断書 ※事由発生前後で職が異なる等の場合は、必要に応じて源泉徴収票や給与明細を提出すること。	前職場 病院等

【注意事項】

- ・書類審査の際に、内容確認の連絡をすることがあります。
- ・提出書類の返却はいたしません。
- ・提出書類は特別修学支援金に係る業務にのみ利用します。
- ・提出書類は、コピーの指定があるものを除きすべて原本を提出してください。
- ・外国において発行され日本語以外で記載された書類は和訳を添付してください。
- ・上記の他にも根拠となる書類の提出をお願いする場合があります。

9. 審査結果：審査結果を学生本人に通知します。審査の都合上、審査結果は申請から 1 ～2 ヶ月後の通知となります。

10. 決定の取消し：下記規定に該当した場合は、給付の決定を取消し、支援金の返還を求めることがあります。以下「大東文化大学特別修学支援金給付規程」（抜粋）

第 11 条 学長は、次の各号に定めるいずれかに該当するときには、給付の決定を取消し、当該年度に交付された支援金を返還させることができる。

- (1) 学則その他の規則に違反し、処罰されたとき
- (2) 性行不良で本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき
- (3) 本学の名誉を傷つけ、または本学に多大な損害を与えたとき

11. 申請書類提出・問合せ先：

板橋校舎：3～4 年生（国際関係学部、スポーツ・健康科学部は除く）

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1 大東文化大学

学生支援課 TEL:03-5399-7317

東松山校舎：1～2 年生（国際関係学部、スポーツ・健康科学部は 1～4 年生）

〒355-8501 埼玉県東松山市岩殿 560 大東文化大学

東松山学生支援課 TEL:0493-31-1509

* 窓口取扱い時間：平日 9：00～17：00（11：20～12：20 を除く）